

# 著作権・契約書



第19回

「戯曲デジタル・アーカイブ」は可能か  
——孤児著作物と作品の忘却——

## 福井健策

弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授  
HP:<http://www.kottolaw.com> Twitter: @fukuikensaku

その代名詞だろう。著名な過去の作品でも出版／発行などされていないことが多いし、関係者がまた物持ちが悪い（笑）。出版されたものも絶版が多く、森本薫・宮本研クラスでも軒並み絶版である。「いや、戯曲は上演されてこそ生きるもの。印刷物で持つ必要はそもそもない」という意見もある。もともとだ。しかし、容易に入手することも読むこともできない過去の戯曲の上演が、どうやって広がるのだろうか。

現在、座・高円寺が劇作家協会の協力も得て「演劇資料室「アーカイブ」を立ち上げており、現代劇を中心に昨年3月時点で4500冊を収集公開したとされる。無論、現在は閉架式の閲覧方式だが、ホームページ上では作品名その他で戯曲検索ができ、非常に価値ある活動だ。

放送台本のように、こうした過去の戯曲を更に大規模に収集し、全文デジタル化・ネット公開できれば全国あまねく人々が触れることができ、研究・紹介・上演活動にもはずみがつくだろう。実

はこの文化資料のデジタル・アーカイブ整備こそ、現在先進国では等しく課題とされ、各国はしのごしを削っている状況なのだ。たとえば、EUではテキスト・音楽・写真などジャンル横断の電子図書館「ユーロピアーナ」を立ち上げており、既に2100万点がデジタル化済み。2015年には空前の3000万点を全世界に向けてネット公開予定である。

日本でも、当然同じ目標は共有されており、国会図書館は過去の書籍を220万点電子化済みだ。これまで45万点公開したが、全般には各ジャンルでデジタル保存の苦戦が続く。

戯曲アーカイブを例に、その課題を挙げてみよう。

まずは言うまでもなく収集・保存それ自体。次いで、デジタル化の作業量だ。単に戯曲をPDF化するだけでも大変だが、EPUBのような読みやすい電子書籍にしようとするとならば、その課題は、それをどの場で人々に提供するか、という配信プラットフォームの問題もある。

以上と並んで最大の課題は「著

前号書いた「意外に侮れないTPPの芸術文化への影響」。この原稿を書いている3月15日、安倍首相は交渉参加を遂に正式表明したので、興味のある方はどうぞ前号をご覧ください。今日のテーマ「戯曲アーカイブ」にも深く関わる、「著作権の保護期間延長」の問題は確実にTPP交渉に入ってくる。というより、実は各国が激しく対立している主要争点のひとつだ。

さて戯曲アーカイブ。「アーカイブ」はもう説明不要の用語だろう。図書、映像、各種資料など、さまざまなジャンルの作品を収集・保存・公開する活動の総称だ。現在それはデジタル・アーカイブの意味で使われることが多く、世界中の誰でもデジタル化された作品に簡単にアクセスできる電子図書館「青空文庫」などがその代表例。ご覧になったことがない方は、ネットやスマホで検索して使ってみて欲しい。

日本脚本アーカイブズという活動がある。山田太一さんが代表理事で、私も理事を務めている。主作権の処理」だ。これは46号の「その日の前に」劇作家の死と戯曲の著作権」や、最近ネットコラム「そろそろ本気で孤児作品問題を考えよう」でも書いたので詳しくはそちらに譲るが、どのデジタル・アーカイブでも「権利処理」は大きな壁なのである。特に死後の作品となると著作権は相続人の共有が原則だが、権利者が見つからないケースは多い。探しても権利者が見つからない作品を世界的に「孤児作品」と呼んでおり、各種調査ではおよそ過去の全作品の50%かそれ以上が権利者不明だと言われる。欧米では今、その対策が急ピッチで進む。

権利者が見つからないなどの理由で許可が取れなければ、現行法では作品のデジタル化すらできず、ネット公開など夢のまた夢だ。そして、以上の全てには手間と経費がかかる。つまり「ヒト・カネ・権利」の三重苦である。

日本脚本アーカイブズはどうしたか。この課題を「国会図書館への台本寄贈」で乗り切ろうとしている。というのも、著作権法には

過去の放送台本を収集し保存する活動を続ける。日本にはテレビ・ラジオの放送台本が約500万点もあると推計されているが、現在、既に約5万冊を収集、そのうち初期の半数をまもなく国会図書館に寄贈し公開への道を拓くことになった。対象脚本には劇作家協会の会員もいらっしやるため、検討会議には協会運営委員の長田育恵さんも出席している。先日、文科省で開催された公開シンポは予想を超える数の来場者で、デジタル・アーカイブへの期待の高さを裏付けた。

なにせ過去の放送番組といえば保存率の低さで有名だ。故井上ひさしさんの名作『ひょっこりひょうたん島』が1224話中8話しか残存しないなど、1980年以前のものは「ほぼ残っていない」とされる。そうなる作品内容を知るには放送台本が唯一の手がかかりだ。名作ドラマのリメイクだって台本がなければやりようがなく、加えて関係者名もしばしばそこにしか残っていない。

残っていないといえ、戯曲も

例外規定があり（31条の2・3）、国会図書館の所蔵資料であれば権利者の許可なくデジタル化でき、かつ、全国の公共図書館に送信してそこで閲覧可能に出来るのだ。つまり、その限りでは権利処理や孤児作品の問題が一気に消える。

実際には国会図書館も予算の課題を抱えるのだが、少なくとも体制さえ整えば、全国無数の図書館が全て「脚本デジタル・アーカイブ」になる。それは、各地での脚本研究や番組ファンにとって大きな福音だろう。

戯曲アーカイブズはどうするか。日本脚本アーカイブズと同様に国会図書館寄贈の道を探るのか。あるいは、自前で権利処理とデジタル・アーカイブ運営をはかるのか。

時間が経てば、戯曲の散逸・忘却は進み、権利関係はますますわからなくなる。残された時間は、そう多くはないかもしれない。